

燃料油の使用に関する安全要件

改正対象

鋼船規則 R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 18 規則において、船上で使用するために船舶に供給される燃料油の安全要件が規定されており、弊会はこれを海洋汚染防止のための構造及び設備規則に取入れている。

2024 年 5 月に開催された第 108 回海上安全委員会にて、燃料の引火点以外のパラメータが検討された結果、MARPOL 条約附属書 VI 第 18 規則を参考に、燃料の使用に関する安全要件に関する SOLAS 条約 II-2 章の改正案が決議 MSC.550(108)として採択された。

このため、関連規定を改める。

改正内容

鋼船規則 R 編において、燃料の使用に関する安全要件を規定する。

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX26-07

「燃料油の使用に関する安全要件」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 4 章 発火の危険性 4.2 燃料油, 潤滑油その他の可燃性油に関する措置 4.2.1 燃料としての油の使用の制限* 燃料としての油の使用については, 次によらなければならない。 ((1)から(7)は省略) <u>(8) 船上に供給及び船上で使用される燃料は, 船舶の安全を脅かす又は機関の性能に悪影響を及ぼすことがあってはならず, 健康に有害であってはならない。</u>	鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 4 章 発火の危険性 4.2 燃料油, 潤滑油その他の可燃性油に関する措置 4.2.1 燃料としての油の使用の制限* 燃料としての油の使用については, 次によらなければならない。 ((1)から(7)は省略) (新規)	決議 MSC.550(108) SOLAS 条約第 II-2 章 4.2.1.9 規則
附 則		
1. この改正は, 2027 年 1 月 1 日から施行する。		